

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内生産者、県内輸出事業者（以下「県内生産者等」という。）、支援機関等又は海外流通事業者等が県産品等沖縄からの輸出増及び沖縄の物流機能の強化のために行う事業に対し補助金を交付することにより、県内事業者等による海外展開を促進し、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点形成に資することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産品 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 県内生産者等が、県内で生産、加工等を行った農林水産物、加工品、工業製品等。
 - イ 県内生産者等が、外部への製造・加工委託等により生産、加工等を行ったもので、かつ、県内生産者等が販売する農林水産物、加工品、工業製品等。
- (2) 県内生産者 県内に本店又は主たる住所（個人事業主の場合等）を有する生産者又は加工・製造者をいう。
- (3) 県内輸出事業者 沖縄県内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人をいう。
- (4) 海外流通事業者 外国に本店を有し、日本国外で県産品を販売する法人をいう。
- (5) 県内支援機関等 県内生産者と県内輸出事業者を束ねる役割を果たす県内に本店を有する公的機関及びそれに相当すると認められる者をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助金を受けることができる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 県内生産者
- (2) 県内輸出事業者
- (3) 海外流通事業者
- (4) 県内物流事業者
- (5) 県内支援機関等

(交付の対象経費及び補助率)

第5条 知事は、県内生産者等、支援機関及び海外流通事業者等が、県産品の輸出促進のために行う事業のうち、下記の地域において補助金交付の対象として知事が認める事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象事業に必要な経費として知事が認める

経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 香港、中国、台湾、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア
- (2) その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域

2 前項の補助対象の内容、要件等は別表第1に、補助対象経費、補助率、上限等については別表第2に定める。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の交付申請書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次に掲げる補助対象事業の区分に応じそれぞれ次に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、この要綱の適用の日又は毎年度4月1日から事業実施までの期間がその日数に満たない場合は、この限りではない。

- (1) 海外渡航支援 旅行の開始日から起算して14日前
- (2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の開始日から起算して14日前
- (3) 海外販売促進支援 広告・イベントの開始日から起算して30日前
- (4) 戦略的輸出拡大支援 当該会計年度で知事が定める日
- (5) 商品改良支援 改良・検査等のための見積書取得から起算して30日以内
- (6) 輸出拡大人材育成支援 受講開始日あるいは受験日から起算して14日前

3 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて申請しなければならない。

4 第1項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 申請者は、補助対象経費を同じくする他の補助金と重複して申請してはならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、別記様式第2号による交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（申請の取り下げ）

第8条 前条の補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、別記様式第3号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分間における、いずれか低い額の2割を超える額の配分を変更するとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付決定内容の変更を承認し、又は条件を付した場合は、別記様式5号による補助金交付決定変更承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第6号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

5 知事は、前項の規定により、交付決定の内容の中止（廃止）を承認した場合は、別記様式第6-2号の中止（廃止）承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第7号の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、規則第10条に基づき知事が報告を求めたときは、別記様式第8号の遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、次に掲げる補助対象事業の区分に応じて定める日のいずれか早い日ま

で、規則第12条の規定に基づき別記様式第9号の実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 海外渡航支援 旅行の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
 - (2) 海外流通事業者招聘支援 招聘の完了日から起算して14日以内、又は3月10日のいずれか早い日
 - (3) 海外販売促進支援 広告・イベントの完了日から起算して60日以内、又は2月10日のいずれか早い日
 - (4) 戦略的輸出拡大支援 広告・イベントの完了日から起算して60日以内、又は2月10日のいずれか早い日
 - (5) 商品改良支援 改良・検査等の検収及び費用支払いから起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日
 - (6) 輸出拡大人材育成支援 受講終了日又は試験合否の通知日から起算して30日以内、又は3月10日のいずれか早い日
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の額は切り捨てて報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る実績、効果等について報告しなければならない。

(額の確定)

- 第13条** 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第10号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金の請求)

- 第14条** 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、支払うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第11号の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条** 知事は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を永続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合、別記様式第12号による交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。なお、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条** 知事は、第13条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13号により知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第4項の規定を準用する。

(立入検査)

- 第17条** 知事は、補助金の交付手続き上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は関係職員（その委任を受けた者を含む。）に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

- 第18条** 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(産業財産権に関する届出)

- 第19条** 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は

意匠権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第14号による産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

（補助金の収益納付）

第20条 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後の一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、別記様式第15号による収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（雑則）

第21条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

2 本要綱に規定する申請書その他の書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱の終期は、令和4年3月31日とする。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

平成28年3月15日 一部改正

平成28年10月1日 一部改正

平成29年3月31日 一部改正

平成30年3月30日 一部改正

平成30年12月21日 一部改正

平成31年3月28日 一部改正

令和2年3月27日 一部改正

別表1（第5条第2項関係）

補助対象事業	補助事業の内容	補助対象事業者	要件
一 海外渡航支援	主に商談を目的として補助対象事業者の社員が行う海外出張。	県内生産者等	補助対象事業者の社員が通常勤務する場所から最寄りの沖縄県内の空港又は港を出発地とすること。なお、県内事業者が別用務のため日本本土へ移動した場合はこの限りではない
二 海外流通事業者招聘支援	主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘。	県内生産者等及び支援機関等	被招聘者が属する事業所から最寄りの空港を出発地とすること。なお、全国特産品流通拠点化推進事業補助金で来県した被招聘者が県内離島へ移動する場合は、沖縄県内の最寄りの空港又は港を出発地とすること。
三 海外販売促進支援	県産品等の販売促進のために海外で行う広告、イベント等。	県内生産者等、海外流通事業者（その他地域※）を除く）及び支援機関等	県産品等の販促又は輸出拡大に資する取組であること。
四 戦略的輸出拡大支援	県が行う国際物流拠点形成に資する施策に適合すると認められる海外で行うイベント	県内生産者等及び支援機関等	知事が別に定める基準に沿って審査を行い、県の戦略に合致すると認められた広告、イベントであること。また、イベントを企画する者が申請者となること。
五 商品改良支援	県内生産者が、輸出のために行う県産品の改良。	県内生産者等	自社既存商品であること。 また、改良の目的及び内容が明確になっていること。
六 輸出拡大人材育成支援	補助対象事業者の社員が受講または受検する貿易スキルを向上するための講座やセミナー、検定等。	県内生産者等、県内物流事業者及び支援機関等	公的機関及びそれに類する者が主催する貿易実務に関する講座やセミナー、検定等であること。

※その他地域：第5条第1項第2号に定める地域

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	上限
一 海外渡航支援	航空賃 海外での宿泊料 その他知事が必要と認める 経費	定額	1 回の渡航につき 1 社から 3 人以内の渡航かつ 7 泊 8 日以内とし、知事が別に定める単価又は実費のいずれか低い方を上限とする その他地域(※)への渡航は、1 企業あたり 3 回までとする。
二 海外流通事業者招聘支援	航空賃 宿泊料 その他知事が必要と認める 経費	5 分の 4 以内	1 回の招聘につき 100 万円を上限とし 5 人以内の招聘かつ 3 泊 4 日以内。 その他地域(※)からの招聘は、1 企業あたり 1 回かつ同一被招聘者の招聘は 2 回までとする。
三 海外販売促進支援	出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める 経費	2 分の 1 以内	1 回の申請につき 150 万円を上限とする。 その他地域(※)は、1 企業あたり 1 回までとする。
四 戦略的輸出拡大支援	出展費 広告宣伝費等 人件費等 その他知事が必要と認める 経費	2 分の 1 以内	自社単独の場合、1 回の申請につき 200 万円を上限とし、自社を含め 5 社以上の企業との協働出展する場合、1 回の申請につき 500 万円を上限とする。 その他地域は、1 企業あたり 1 回までとする。
五 商品改良支援	デザイン、版代、型枠に係る費用 成分分析費用・検査費用 その他知事が必要と認める 経費	2 分の 1 以内	1 回の申請につき 25 万円を上限とする。
六 輸出拡大人材育成支援	受講料 受験料 その他知事が必要と認める 経費	2 分の 1 以内	1 回の申請につき 1 人 5 万円を上限とし、1 社あたり年 10 万円を上限とする。

※その他地域：第 5 条第 1 項第 2 号に定める地域